

(目的)

第1条 この規程は、札幌学院大学学則第1条第2項に基づき、学部、学科及び大学院研究科の目的及び教育目標を定めることを目的とする。

第2条及び第3条 削除

(経営学部の目的)

第4条 経営学部は、経営学、会計学、ファイナンスの領域におけるダイナミックに変化する諸問題を考究するとともに、経営実践の学修を通じてマネジメントに関する知的好奇心を引き出し、獲得した知識を現実社会に応用していく能力を持った人材の育成を目的とする。

2 経営学部経営学科は、経営実践の学修を通じて高度なマネジメント能力と戦略的思考を育み、高いモラルとコンプライアンス精神を持ち、地域の自立的な経済・社会の発展の新たな基盤形成に貢献しうる人材の育成を目的とする。

3 経営学部会計ファイナンス学科は、会計とファイナンスの領域における経営実践の学修を通じ、会計とファイナンスの領域にまたがる幅広い知識を身に付け、社会的ニーズをサポートする豊かな知識と高度なモラルを併せ持つ人材の育成を目的とする。

(経営学部の教育目標)

第5条 経営学部各学科の教育目標は次のとおりとする。

(1) 経営学部経営学科

- ア 変化する現実に対応可能なマネジメント能力を開発する。
- イ ビジネス実践におけるモラルとコンプライアンス精神を育成する。
- ウ 環境適合・持続可能性の視点と行動における戦略的思考を育成する。
- エ 実践教育を通じて協働の精神と自律する力を育成する。

(2) 経営学部会計ファイナンス学科

- ア 会計とファイナンスの知識をベースとしたマネジメント能力を開発する。
- イ 会計人、金融ビジネスパーソンとしてのモラルとコンプライアンス精神を育成する。
- ウ 会計とファイナンスの総合的な知識による環境適応能力を育成する。
- エ 協働の精神と自律する力を持った会計人、金融ビジネスパーソンを育成する。

(経済学部の目的)

第6条 複雑に変化する現代経済とその諸問題を探求しつつ、学生の豊かな人間性を涵養し、経済学を中心に、法律学や情報学や社会学などの社会科学分野の知識を深め、国際的視野と地域視点を持って経済を分析する能力を高め、その知識や分析能力を活用し、同時に、異文化理解を深め、社会や産業の発展に貢献する人材を育成することを目的とする。

(経済学部の教育目標)

第7条 経済学部経済学科の教育目標は、次のとおりとする。

- (1) 経済学を中心に、法律学や情報社会など社会科学分野の分析能力を修め、産業社会で活躍する人材を育成する。
- (2) 経済学を中心に、法律学や情報社会などの社会科学分野の専門知識を身につけ、日常生活を豊かにする教養を培う。
- (3) 経済学・法律学・情報学・社会学に関連した領域を総合的に修め、市民社会の形成に参加する自律した人間を育成する。

(人文学部の目的)

第8条 人文学部は、人間尊重のヒューマニズム的精神を涵養し、人間とその生活に関する個別科学の学習成果のうえに立ちながらも人間に関する生きた総合的な知見を育成することによって、地域と国際社会の文化と福利の向上発展に貢献しうる人材の育成をめざす。

2 人文学部人間科学科は、人間尊重の精神のうえに立ち、「人間とは何か」をたえず問いかけながら、人間と人間を取り巻く社会的・教育的・文化的環境の諸問題について、社会学、心理・教育、福祉、文化、思想の諸領域の相互連携に基づいて、学際的・総合的に考えることを目指している。また、単なる理論だけではなく、体験学習や実習を重視することによって、人間に関する広い視野を持つと

ともに専門性を持った職業人を養成し、社会の産業、福祉、文化、教育等に貢献できる人材を育成することを目的とする。

- 3 人文学部英語英米文学科は、高度な英語運用能力を養成しつつ、英語学・英米文学・英米地域研究・異文化コミュニケーション学のそれぞれの学問領域を体系的に学び、人間性と人間文化への豊かな理解を育み、国際化される地域社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。
- 4 人文学部臨床心理学科は、臨床心理学を中心にして、心理臨床に関連する他分野とも共同しながら、さまざまな人間の心の問題の理解と適切な援助に資する人材を育成する。特に、大学院臨床心理学研究科における臨床心理士養成に結びつく基礎的教育の提供、並びに地域社会に貢献しうる心理臨床の知識と技能の涵養を目的とする。
- 5 人文学部こども発達学科は、子どもの発達と教育の基礎理論の学習と実践的演習の体験を通して、豊かな人間性を備え、子どもを共感的な視点でみつめ、支援できる人材を養成する。特に、乳幼児の活動や相互作用、児童の好奇心・思考力等の基礎的知識はもとより、彼等の健康、文化に関する発展的理解を通じ、小学校の教育、地域における子育て支援等に貢献しうる実践的力量を養うことを目的とする。

(人文学部の教育目標)

第9条 人文学部各学科の教育目標は、次のとおりとする。

(1) 人文学部人間科学科

- ア 人間と人権を尊重する精神を身につけた学生を育成する。
- イ 人間科学科の専門領域である社会、心理・教育、福祉、文化、思想の諸分野の学問的基礎力を養成する。
- ウ 既存の学問分野の相互連携と学際的な研究・教育を重視し、人間と人間を取り巻く環境の諸問題に関して広い視野をもつ学生を育成する。
- エ 体験学習・実習を重視し、職業人として社会に貢献できる学生を育成する。
- オ 社会福祉士、精神保健福祉士、学芸員、中学校・高校・特別支援学校教員などの資格をもった専門的な職業人を養成し、地域社会の産業、福祉、文化、教育等に貢献できる学生を育成する。

(2) 人文学部英語英米文学科

- ア TOEICスコアCレベル(470から730点)以上の英語能力養成を目指す。
- イ 本学科の専門分野である英語学・英米文学・英米地域研究・異文化コミュニケーション学における深い知識を養成する。
- ウ 積極的に国際交流活動に参加する機会を用意する。
- エ 国際化される地域社会、国際社会に貢献できる人材を育成する。

注: TOEICスコアレベルは(財)国際ビジネスコミュニケーション協会TOEIC運営委員会資料による。

(3) 人文学部臨床心理学科

- ア 実習教育によって、人との対話能力や感受性、自己表現能力の向上を涵養する。
- イ 臨床心理的アプローチの技法や態度を講義と演習を通じて獲得する。
- ウ 実習体験を通じて援助者・被援助者双方の立場を理解し、心理臨床における責任感や倫理観を確立する。
- エ 家庭、学校、職場において、愛他心を持ち行動できる心身を獲得する。

(4) 人文学部こども発達学科

- ア 子どもの身体・感情・思考、社会的相互作用を含む発達の全体像に関する基礎的理解を養う。
- イ 子どものものづくり体験等を重視する学科独自の演習を通して、保育・教育に寄与する創造的な実践力を養う。
- ウ 子どもの健全な育成に関する関心・意欲を高め、彼等の学力とその基盤となる健康、文化に関する現代的課題を実践的に解決する能力を養う。
- エ 小学校教諭一種免許状、保育士等の資格を取得し、小学校教諭、地域における子育て支援の指導者を養成する。

(心理学部の目的)

第10条 心理学部は、心の世界の豊かさと人としての健やかさの追求を通じて、人間心理についての幅広い知識と深い理解力を身につけることによって地域の文化および人々の生活の質の発展向上に役

立つ人材を育成することを目的とする。

2 心理学部臨床心理学科は、臨床心理学を中心にして、教育学、精神医学、人間科学などの心理臨床に関連する他分野も併せて学びつつ、さまざまな人間の心の問題の理解と適切な援助を行えるような人材を育成する。特に、臨床現場における実践家としての基礎的教育を提供し、地域社会に貢献できる心理臨床の知識と技能を習得することを目的とする。

(心理学部の教育目標)

第11条 心理学部臨床心理学科の教育目標は、次のとおりとする。

- (1) 講義と実習を通じて、人との対話能力や感受性、自己表現能力に基づく「心理コミュニケーション力」を備えた人材を育成する。
- (2) 講義と実習を通じて、臨床心理的アプローチの技法や態度とともに、心理臨床における責任感や倫理観についても習得した、「心理的援助スキル」を備えた人材を育成する。
- (3) 講義と演習を通じて、人間の心理についての洞察力と自己成長を促進する力を育成し、人間存在に対する深い理解に基づく尊重の精神を備えた人材を育成する。
- (4) 地域社会ならびに様々な領域における心理学的課題の理解と解決に資する人材を育成する。

(法学部の目的)

第12条 法学部法律学科は、豊かな人間性の涵養のために広く知識を授けるとともに、法と政治をめぐる社会現象及び社会における法の役割と内容を教授研究し、人権感覚と国際感覚を基盤とした法的な思考能力を展開させ、個性が尊重される社会の実現に貢献しうる人材を育成することを目的とする。

(法学部の教育目標)

第13条 法学部法律学科の教育目標は、次のとおりとする。

- (1) 人文・社会・自然の幅広い知識を身に付けさせ、社会の現実の一端に触れさせる。
- (2) 自らの将来について考える機会を提供し、将来の進路のために努力する姿勢を確立させる。
- (3) 一人ひとりの個性を大切に感じる感覚、国際社会における多様性を尊重する精神をはぐくむ。
- (4) 法や政治に関する社会現象を学ぶことを通じて、現代社会の諸問題に対する冷静で客観的な分析力を培う。
- (5) 法の理念や解釈に関する知識を習得させ、それに基づき現実の紛争に対して妥当な判断を下すことができるようにする。

(社会情報学部の目的)

第14条 社会情報学部社会情報学科は、社会情報現象の現代的諸問題を対象として、実践的学習を通じて培った広い視野と洞察力に基づいて情報収集と分析を行い、情報技術を用いた問題解決の方法をデザインし、それを現実社会に応用していく能力を開発・育成することを目的とする。

(社会情報学部の教育目標)

第15条 社会情報学部社会情報学科の教育目標は、次のとおりとする。

- (1) 自ら問題を発見し解決に向けて目標設定できる教養と専門知識を修得する。
- (2) 情報を収集・分析し、適切に加工・発信する力を育成する。
- (3) 情報システムを設計・構築する情報処理の知識と技術を身につける。
- (4) 広い視野から体系的・創造的な問題解決を図り、結果を自ら客観的に評価する姿勢を涵養する。

(大学院法学研究科の目的)

第16条 大学院法学研究科は、国際社会及び地域社会において、当面する法的・政治的諸問題に対処するため、法律学・政治学との連携を図りながら、事象の歴史と理論を深く研究することによって、そこで得た知識を健全な社会の発展に役立てることのできる研究者及び高度の専門性を備えた職業人を養成することを目的とする。

(大学院法学研究科の教育目標)

第17条 大学院法学研究科の教育目標は、次のとおりとする。

- (1) 法学や政治学に関する高度な専門的素養を培い、将来、大学や研究所などで研究、教育に従事する能力を備える。
- (2) 現実の社会において有用な高度の理論と実務能力を備えることによって行政や民間企業の法務セッション・スタッフとして活躍しうる能力を身につける。
- (3) 納税者の人権擁護及び税制、税務行政の民主化に寄与しうる税法務分野の担い手としての資質を培う。

- (4) 投資家の投資行動に適合するポートフォリオを提案しうる創造的能力を涵養する。
- (5) 高度な教育資格を取得し、“心身ともに健康な国民の育成”という使命を担いうる能力を開発する。

(大学院臨床心理学研究科の目的)

第18条 大学院臨床心理学研究科は、臨床心理学を中心に心理臨床に関連する諸分野との連携を得ながら、様々の心の問題を心理臨床の視点から取り上げ、公認心理師及び臨床心理士という高度の専門性を備えた職業人を養成することを目的とする。

(大学院臨床心理学研究科の教育目標)

第19条 大学院臨床心理学研究科の教育目標は、次のとおりとする。

- (1) 教員と大学院生が共に成長するような教育環境のなかで豊かな心を育てる。
- (2) 事例研究を中心とした実践教育を通して臨床心理的な素養を身につける。
- (3) 実践の成果を研究報告としてまとめられるような能力を養う。
- (4) 研究成果あるいは実践活動を通して地域社会に貢献できる人材を育成する。

(大学院地域社会マネジメント研究科の目的)

第20条 大学院地域社会マネジメント研究科は、地域社会の諸課題を解決するため地域社会の創造的プロジェクト開発と実践的マネジメントを研究対象とし、経済・金融分野、企業経営分野、地域・まちづくり分野及び会計分野のそれぞれの分野において当該研究・教育を通じて自立・持続可能な地域社会形成の担い手となりうる高度の専門性を備えた職業人を養成することを目的とする。

(大学院地域社会マネジメント研究科の教育目標)

第21条 大学院地域社会マネジメント研究科の教育目標は、次のとおりとする。

- (1) 社会人の再教育と人材育成を目指す生涯学習的役割を有するカリキュラムを構築し、ユニバーサルアクセスの具現化を図る。
- (2) 領域横断的な有機的カリキュラムを構築し、総合的能力を持つ人材を育成する。
- (3) 地方自治体・NPO等のスタッフのキャリアデザインに資するカリキュラムを構築し、地域コミュニティ創生のマネジメント能力を持つ人材を育成する。
- (4) 他研究科との連携強化によるカリキュラム構築を図り、税務会計・地域企業経営等の実践的なビジネスマネジメント能力を持つ人材を育成する。
- (5) 地域社会との双方向的交流、協働を多面的・積極的に担いうる能力を涵養するカリキュラムを構築し、学際的・統合的能力を備えた人材を育成する。

(公表)

第22条 第2条から前条までに定める本学の学部、学科の目的及び教育目標並びに大学院研究科の目的及び教育目標は、本学のホームページ、学部、学科及び大学院の履修要項その他本学、学部、学科及び大学院が発行する印刷物への掲載等の方法によって公表する。

(所管)

第23条 この規程に関する事務の所管は、教育支援課とする。

(改廃)

第24条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成20年12月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年11月4日から施行し、平成27年7月13日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。